

医療保険の告知義務に 違反するとどうなる？



医療保険や生命保険に加入する際に保険会社の質問に「告知」する義務があるのはご存知でしょうか。今回「告知は何のために必要なのか」「違反するとどうなるのか」など皆さまが疑問に感じることについてご説明いたします。是非ご一読ください。

【医療保険の告知って？】

医療保険に加入する際に、現在の健康状態や過去に患った病気、職業などを保険会社に正しく伝えることです。

【なぜ告知が必要なの？】

医療保険や生命保険は、一定数の加入者が保険料を負担し合う相互扶助の仕組みで成り立っています。もし、保険会社が健康状態に不安がある人を加入させると、その人ばかりが保険金を受け取る可能性があり不平等が生じてしまいます。保険会社は**加入者の公平性を保つため**、加入希望者に健康状態などの告知を義務づけて加入させるかどうかなど慎重に判断しています。



「告知」する項目には

「現在の健康状態」「健診結果」「既往症」
「投薬中の薬」「身長・体重」
「障害の有無」「職業」「妊娠の有無」

などがあります。



【告知義務に違反するとどうなる？】

医療保険や生命保険に申し込むときに、加入希望者は現在や過去の健康状態などについてありのままを正しく告知する義務があります。

「告知義務違反」とは、この告知義務に対して、事実を伝えない、もしくは事実でないことを保険会社へ伝えることです。

告知義務に違反すると「**保険金が支払われない**」、また、重大な違反の場合は「**契約が無効となり解除される**」こともあります。



故意に限らず、**うっかり忘れていた場合でも**、告知義務違反になる可能性があります。ご注意ください！



医療保険の簡易告知制度について

(JTBグループ社員のメリット)

JTBグループ社員の皆様には、一般的な医療保険より告知の数が少なく、かんたんな3つの告知だけで済む「簡易告知制度」による医療保険が提供されています。保険募集人との面談も必要がなく、郵送による申込書と告知書のご提出だけで手間なくお申込みいただけます。

「簡易告知制度」はJTBグループが保険会社から信頼されている証であり、JTBグループ社員にとっての大きなメリットです。

～「簡易告知制度」3つの告知～



- ①現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか？
- ②過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか？
- ③現在、妊娠していますか？（女性のみ）



上記①～③すべてが「いいえ」であればお申込みいただけます。

※一部特約では追加で2～6つの告知が必要です。

【告知が「はい」だと医療保険には入れないの？】

持病があり「簡易告知制度」では医療保険に加入できない方でも、すべてを正しく告知し保険募集人と面談することで加入できる商品もあります。

ただし、保険会社にリスクが高いとみなされ、一部部位の病気が保障対象外になることもあります。

「健康だから保険に加入する必要はない」という方もいるかもしれませんが「**健康だからこそかんたんに加入できる**」今のうちに検討してみてもいいかもしれません。

ご相談・資料のご請求・加入お申し込みは
TAC JTB営業部まで！
ホームページにパンフレットを掲載しています。



TAC JTB営業部のホームページではリンクボタン「お問い合わせ」より「資料請求」「ご相談（リアル・オンライン）」などのお申込みが可能です。お気軽にご利用ください。【TAC JTB営業部HP】：<https://www.web-tac.co.jp/jtb>

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）JTB営業部

東日本 フリーダイヤル：0120-981-756

E-mail：jln_group_higashinohon@web-tac.co.jp

西日本 フリーダイヤル：0120-860-283

E-mail：jln_group_nishinohon@web-tac.co.jp

【受付時間】 9:30～17:00 土日祝休